



明日の発展を期して 組織を拡大しよう —個人加盟の促進を—

代表幹事

村田 昭

先般の代
議員総会で
代表幹事の
大任を仰せ
つかり、そ
の責の重大さを考え現在、真剣に
組織的発展の為に努力していま
す。この一年間何卒ご協力の程を
一切にお願いする次第です。

我が連盟は三年目を迎えたま
が、この一年は、将来の組織の方
向を具体的に位置づける重大な認
識のもとに、連盟自体の問題点を
解決しその上に立って組織として
の進歩発展を再考したいと思つて
います。

全國青年税理士連盟
東京都目黒区中根
2-22-11(03)718-8638
(村田税理士事務所内)
新規業者発行人 志水源司



全国化運動の第一歩を印す覚悟で
す。

如何なる手をもつのかを冷静に
熟慮するにきました。

我々全役員は使命感にもとめ、自
己犠牲をはらひながらの会務執行
を覚悟しています。何らの反対給
付を求めることなく開業して日も
浅い名もなく財もなく青年税理士
が努力しているのです。当然に真
剣にならざるを得ません。少ない
予算の中から最大の効果を生み出
す。

税理士をとりまく環境は非常に
きびしく、個人の力ではどうする
ことも出来ません。一人でも多くの
青年税理士の力を集め、全国的な
組織力で我々が理想とする税理
士像を探求する必要があります。

実現可能な理想像を追求するに
は、積極的な思考発想力と積極的
な行動力をもつ青年税理士の力な
くしては達成不可能と思つていま
す。

我々青年税理士は、税理士として
の主体的条件ともいえる高度な
人格形成をなし納税者から信頼さ
れる人間でなければならぬし、
プロとしての能力を磨くと同時に
ても組織の拡大だと思います。

この二年間の創設期は組織内の
相互融和期であつたし、その成果
はあつたものと判断しています。
この歴史的成果をバックとして、
本年度の重点目標は、何んといつ
ても組織の拡大だと思います。

全青税の存在を広く税理士界内
外に向つて伝達し、全国に点在す
る青年税理士の能力と声を集約す
る必要があります。新しく設置さ
れた組織部を中心に、全会員の協
力を得て真の意味の全国組織に最
大の努力を傾注する考えです。

我が連盟には個人加入制度・
グループ加入制度がありますので
本年度は個人加入制度に力を入れ
ます。

我が連盟の目的である研究、親
睦、税理士制度の発展等は全てこ
の両者の実績を目標としていると
考えてお過言ではありません。

商法問題、税理士法問題は一人
一人の青年税理士が熟慮しその本
質をつかみ、税理士制度の将来に
かかる伺いたいと思つています。

近代民主主義的ルールを反映し
た代議員制度を導入した全青税は
それのみでも進歩ですが、本年度
は代議員制度を活用して、代議員
の声を集約し、全役員の言動の基
礎資料とします。各地区で各連盟
ごとの代議員大会を開催します。
又、幹事会の効率的運営も同時
的に再考し、会員の一人一人の声
によつて全青税を運営したいと思
つています。

過激な行動をつづり、良識あ
る全青税として、税理士界の内外
に我々の存在を高めようと思つて
います。

最後にあくまでも全青税として
の主体的言動をとりますので、こ
れが行なえるように全会員の意見
を反映させたいと思つています。

明日の発展を期して、今日の努
力を!

全国青年税理士連盟岐阜大会盛大に開催

日税連の民主化

促進を宣言

— 第二回代議員総会 —

第二回代議員総会が去る七月二十日、午後一時から、岐阜市、長良館に於て開かれた。

東海会青年有志の参加も加えて全国の青年税理士百数十名の集い。横山利秋先生はじめ、地元名古屋税理士会よりは北川会長、古川、酒井両副会長、加藤、大前の岐阜南北両支部長、東海税理士会から土屋副会長、また、大阪合同税理士会副会長、鶴本東京税理士会副会長、柳専業税理士協議会々長等、多数の来賓諸先生の御臨席をえて、定刻、司会精園君（名古屋）により開会。加茂大會運営委員長（名古屋）の力強い開会の辞ののち、前田代表幹事（東京）の挨拶。直ちに服部（東京）橋田（大阪）大崎（

名古屋）の三君による議長団のもと、議案の審議に入った。

一、昭和四三年度事業報告

二、昭和四三年度収支決算並に財産目録等承認

三、昭和四三年度会計監査報告

四、規約一部改正

五、昭和四四年度事業計画承認

六、昭和四四年度収支予算承認

七、昭和四四年度役員改選

選衡委員会における選衡結果が岩付委員長より発表され、次の四君を正副代表幹事に決定した。

代表幹事 村田 昭 東 京

副代表幹事 桑原 裕 東 京

副代表幹事 吉富 六石 名古屋

副代表幹事 松本 茂 郎 大 阪

ついで鈴木周三君（東京）より本大会の名における「大会宣言」決議の提案あり、万場一致で之を採決。以下の宣言

（鈴木周三によ

り高らかに朗読された。

大会宣言

青国青年税理士連盟は代議員総

会の名において次の通り宣言する

1、日税連を民主化し、会員と血のつながった日税連にしよう。

2、税理士の高度な社会的使命を具現するため、すみやかに税理士法を改正し、真に望ましい税理士制度を実現しよう。

3、われわれの前途を塞ぐ商法改正案の紛糾に絶力を結集しよう。

4、村田昭君から代表幹事就任の挨拶ののち、来賓各位より幾多貴重なお言葉をいただいてのち、寺西一三君（大阪）の閉会の辞により代議員総会は盛会のうちに終了した。

なお、総会にひきつづき、研究部主催により十六銀行調査企画部長河合三郎先生の「国際金融と日本経済の動向」と題する講演会が開かれた。

小憩ののち厚生部主催の鶴飼観賞に移り、船上での懇親会を以て大会第一日の幕を閉じた。

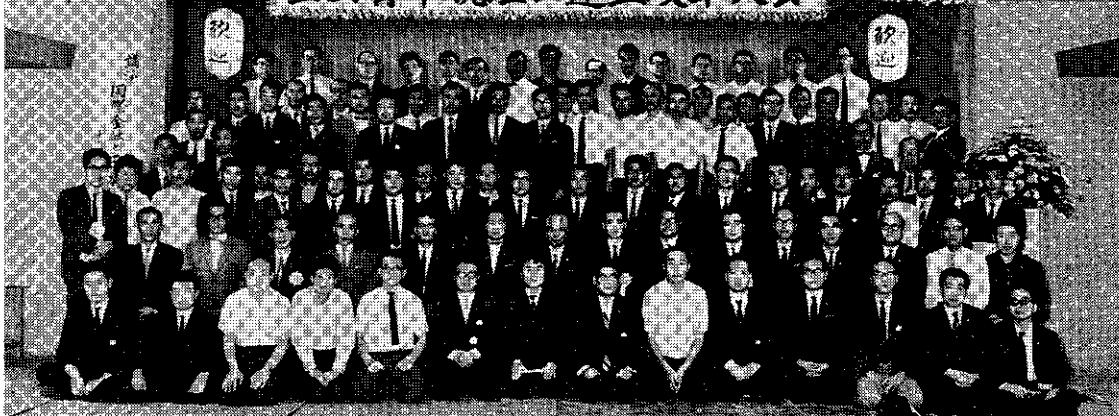
大会第二日は、厚生部の主催するリクレーション大会にあてられ、各会員が三好カンパニークラブと名古屋税理士会館にそれぞれ分かれて、ゴルフ、麻雀の腕を競い合った。

なお、幹事、監事及び代議員は各単位会で推薦、役員会で決定することとなつた。

大會第一日は、厚生部の主催するリクレーション大会にあてられ、各会員が三好カンパニークラブと名古屋税理士会館にそれぞれ分かれて、ゴルフ、麻雀の腕を競い合つた。

副代表幹事 吉富 六石

全国青年税理士連盟岐阜大会



昭和44年7月20日、岐阜市「長良館」において全国青年税理士連盟岐阜大会（正式には第二回代議員総会）が開催された。

全国青連

税理士本来の業務として 規定が必要と考える

税務監査制度について

東京青連 高相芳彦

税理士業界において、税務監査制度が提倡されて久しい。しかし、賛否両論、甲論乙駁あつて、まだに実現していない。わざかに昭和三十一年の税理士法改正によって、第三十三条の二の所謂「添附書類制度」が創設されたが、これは、税務監査制度とは程遠いし又余り活用されていないようである。その最大の理由は、税務監査の概念規定がいまだ明確になつておらず、論ずる人によつて勝手な臆測を持ちこんだり、そこからあらぬ誤解が生れ、議論がかみ合つていいところにあるようである。

日 税連の税理士制度調査会の答申は、「今後、税理士会において諸外国の類似の制度を考慮しつつ、十分検討することが望ましい」と時期尚早論である。ここで論じられているのは「税務書類の監査」であつて、「税務監査」ではないよう

である。ここにおいても「明確な定義もなく」として、「税務書類の監査とは、他人が作成した申告書が、租税法規に照らして適正であるか否かを吟味して、意見を表明することである」と考えられると調査会独自の定義を下している。

ここで二つの考え方があるのである。第一に、監査の対象を申告書とした場合に、添附する書類は監査の対象にならない。従つて企業利益が正確であるかどうかは、問題外である。別表四によつて是否問題にされなければならない。答申も一応指摘しているが、「課税標準および税額に関する申告書」（以下申告書という）と常識的に片づけている。しかし、これでは税理士の常識として問題は片づかない。申告書とは、所得税法第二百二十九条第一項の申告書、法人税法第七十一条第一項及び第七十四条第一項の申告書、相続税法第二十一条第一項及び第二十八条第一項の申告書であると思われる。法人税でいえば別表一（）から別表十六までの一連の書類である。貸借対照表、損益計算書は法人税法第

七十四条第二項によれば申告書に添附する書類である。税務書類については、やかましい論議がされているが、答申が「課税標準および税額に関する申告書」といつて、云々考へるとき、税務書類の監査ではないと解すべきである。（答申は税務書類の範囲においてはこれと異った考え方をしており矛盾する）。以下便宜上法人税についてのみ論ずる。

ここで二つの考え方があるのである。第一に、監査の対象を申告書とした場合に、添附する書類は監査の対象にならない。従つて企業利益が正確であるかどうかは、問題外である。別表四によつて是否問題にされなければならない。答申も一応指摘しているが、「課税標準および税額に関する申告書」（以下申告書という）と常識的に片づけている。しかし、これでは税理士の常識として問題は片づかない。申告書とは、所得税法第二百二十九条第一項の申告書、法人税法第七十一条第一項及び第七十四条第一項の申告書、相続税法第二十一条第一項及び第二十八条第一項の申告書であると思われる。法人税でいえば別表一（）から別表十六までの一連の書類である。貸借対照表、損益計算書は法人税法第

七十四条第二項によれば申告書に添附する書類である。税務書類については、やかましい論議がされているが、答申が「課税標準および税額に関する申告書」といつて、云々考へるとき、税務書類の監査ではないと解すべきである。

前 者のように考へるとき答申が公認会計士の業務との関連で云々考へることはおかしい。後者のよう考へるとき、税務書類の監査を単に監査という語をとらえて財務監査と等置している答申の考へ方は、全くナンセンスである。税務書類の監査が財務書類に及ぶとおり矛盾する）。以下便宜上法人税について行なうのであって、公

認会計士法第二条第一項の財務監査とは異質のものである。

以上のようない混乱、矛盾は、税務監査といった場合、税理士としてどのようなものを考へていて、それが明確になつてないためである。それには、税理士の業務をもう一度よく検討しなければならない。一般的に税理士が行なつてゐる業務の態様は、会社の税務会計顧問が大部分で記帳代行から税務申告まで一貫して請負つていていうのが実情であろう。しかし、記帳代行は、昭和二十年代の混乱期に、各企業が記帳能力を持たなかつた時代に、やむなくサービスとして行なつていたものがいまだ尾を引いている因習ではなかろう。コンピュータリゼーションによつて、記帳という行為が、人の手と算盤から離れてコンピュ

ない。

前 者のように考へるとき答申が公認会計士の業務との関連で云々考へることはおかしい。後者のよう考へるとき、税務書類の監査を単に監査という語をとらえて財務監査と等置している答申の考へ方は、全くナンセンスである。税務書類の監査が財務書類に及ぶとおり矛盾する）。以下便宜上法人税について行なうのであって、公

認会計士法第二条第一項の財務監査とは異質のものである。

このようない混乱、矛盾は、税務監査といつた場合、税理士としてどのようにものを考へていて、それが明確になつてないためである。それには、税理士の業務をもう一度よく検討しなければならない。一般的に税理士が行なつてゐる業務の態様は、会社の税務会計顧問が大部分で記帳代行から税務申告まで一貫して請負つていていうのが実情であろう。しかし、記帳代行は、昭和二十年代の混乱期に、各企業が記帳能力を持たなかつた時代に、やむなくサービスとして行なつていたものがいまだ尾を引いている因習ではなかろう。コンピュータリゼーションによつて、記帳という行為が、人の手と算盤から離れてコンピュ

タードに移つていかなくとも、税理士は記帳代行をやめて、税理士本来の業務に戻るべきであろう。本来の業務とは何か。企業が行なつた会計処理について、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従つているかどうか、税法の要請に応えられるように原始証ひょうが備わっているか、その処理が税務上合理的であり、税法上合法的であるか。これらの判断を委嘱者の立場にたつて行ないそれに基づき指示勧告をする事である。

このようない業務は、實際にはすでに実施している税理士が多いと思う。しかし、税理士法第二条に規定するどの業務とも結びつかない。税理士の本来の業務である。税理士の業務が税理士法に規定されていない。これを税務監査制度としてとらえて税理士法に規定しようといふのである。税理士の業務の態様がどうあるべきかを追及していくとき、到達する結論が税務監査といわれるものなのである。東京税理士会制度部の税務監査基準は、税務監査とは納税者からの依頼に応じて、税務に関する職業専門家が、その納税者の税務について吟味検討を加え、税務適法性、税務合目的性及び税務確証性に関する批判勧告をなすことをいう。

単位会別の代議員会と――

地域幹事会の開催――



総務部長 安井徳次

本年度の総務部を担当するにあたり、その会務運営に

対する抱負を述べ、併せて、各位のご協力をお願いする次第です。

全国青年税連も結成以来三年目を迎え、組織部の新設とともに懸案の全国組織化への積極的な姿勢を示し、その成果が大きいに期待されております。

組織力の拡大発展は当連盟挙げ



組織部長 奥田普士

本連盟の

本年度重点施策に連盟組織の強化

拡大がとり

努力する所存です。
いま、われわれ税理士をとりまく環境は決して穏やかなものではない。全国の青年税理士をさらに

組織づくりは、わずか数人の組織担当部員の活動のみでは極めて困難である。連盟他の諸部門のよき連携、協力を仰ぎ、また、情報提供その他に会員各位よりのご助力をとくにお願いする次第です。

最後に、あくまで意実な組織づくりを進めることを目標に、ややも

組織強化に御協力を!

この意味において、本年度の方針としてまず代表幹事から提案のあつた各単位会別の代議員会の制度をとり上げたいと思います。

本連盟の諸活動の有機的な運営を図る」とある通り、内部体制の充実、会員並びに各構成単位会相互の交流強化がより一層要求される時期であると考えます。

この意味において、本年度の方針としてまず代表幹事から提案のあつた各単位会別の代議員会の制度をとり上げたいと思います。

で二年、われわれはある力とする実績を得た。しかし、「青税連」の声をさらに力強いものとするために、より広範な青年税理士を含む組織への推進がのぞまれるのである。

組織づくりは、わざか数人の組織担当部員の活動のみでは極めて困難である。連盟他の諸部門のよき連携、協力を仰ぎ、また、情報提供その他に会員各位よりのご助力をとくにお願いする次第ですが、会員諸兄のよろしきご協力を得て重責を果したくなければならぬ。

――

上昇られ、その担当部門として新たに組織部が発足した。はからずも、私どき者が、この初代部長の大任を受け責任の重大さを痛感する次第ですが、会員諸兄のよろしきご協力を得て重責を果したくければならない。

――

――

――

――

会員の親睦を通じて――
団結と組織拡大の助成を――

厚生部長 増田昌弘

全国青年税連

――

士会が当面いたしております商法改正とともに監査役問題、我々に直結する税理士法改正問題、租税審判法の制定問題等々種々の難問題に対処し、税理士会の発展強化に結びつけていかなければならぬと考えます。現在全国青年税連に加入しているのは、大阪、名古屋、東京の三団体でござりますが、もつと全地域の青年税理士を団結し、名実共に各地域の青年税理士連盟の使命は、

三年目に当り、税理士会の中枢として万全の基礎を固める時期に来ていると考えますが、この大事な時期に厚生部長といふ大任を仰せつかり誠に身の引締る思いでござります。

全国青年税理士連盟の使命は、税理士を糾合し団結し、名実共に情報を交換しあって、現在税理士連盟に於ける問題を解決して、税理士連盟の使命は、全国青年税理士連盟となり内外の情勢に對処していくかなければならぬと考えます。この団結と組織拡大の一助として親睦と研究が重要な役割を果すのですが厚生部はその中の親睦を担当し団結と組織拡大の助成を計るべく次の如き、事業を行なつていきたいと考えております。先ず十一月中旬頃に野球大会を開催する。先般東京に於いて野球大会実行委員会が発足致しましたので、大阪、名古屋の厚生部幹事の方にも委員会のメンバーになつていただき詳細を打合せて開催の運びにもつていただきたいと思います。又本年は趣味等の

同好会を組織化し、その運用は――

／その同好会の自主性に委ねて、
会員共通の趣味リクリエーションを
通して親睦の実をあげていきたいと
考えております。私も税理士の
一人として税理士会の発展強化の

と存じますが何卒よろしく御支援
と存じます。

一助となればと思、命に努力は
致しますが、何分不慣れでござい
ますので種々失敗する事もあるか
と存じますが何卒よろしく御支援
と存じます。

御鞭撻のほどお願ひ致します。

税理士制度の

根本的研究を

研究部長 住野和彦

研究部長
就任の辭を
述べるにあ
たり、今年



事業計画の構想の一端をご説明し
てこれに代えたいと存じます。
本年度の基本方針としては、税
理士制度に係わる最も根本的且
つ主要な問題の中から若干を抽出
し、これを統一テーマとして各單
位組織の研究の成果をもとに、全
体での討議を深めて問題の本質を

研究部長 住野和彦
研究部長することにしたいと考えます

本年度に取り上げる具体的なテ
ーマは次のとおりです。

(一) 税理士制度における代理権
について
すなわち、税理士制度を、納税
者の権利擁護を内容とする、税制
ないし税務行政の民主化に資する
ための制度であるとの理解に立つ
て、税理士法上の「税務代理」に
ついて、その法的性格を検討した
いと考えます。

(二) 稽核監査論について

全国の青年税理士の 意見の交換の場を

広報部長 志水源司

全国青年
青年税理士の見意の交換を
通

税理士連盟
税理士連盟は、
広報活動を



海道より南は九州まで、「全国の
通し北ば北

現在、東京税理士会制度部にお
いて稽核監査基準試験なるものが
作られ、すでに相当の論議を呼ん
でいます。が、この試験をもとに、
税理士制度上この稽核監査は、果
して誰のために有用であり、それ
は又、監査人たる税理士にいかな
功罪をもたらすか、等について
根本的な討議を行おうとするもの
です。

これらは、いずれも税理士制度
の本質に係わると共に、本制度の
将来を確実にする事にもなる重要な
問題であるだけに、拙速を避け、
十分に慎重に、しかも徹底的に研
究、討議を行なう必要があると考
えます。

研究部では、この二つをめぐる
シンボジウムを、前者については
本年十一月頃に、後者については
来年四月頃に行なう予定であります
ので、各単位組織では十分研究
の上、多数の参加を希望しております。

の方法により、税理士制度の発展
ならびに、税務行政の発展に寄与
したい。その為に貴君の貴重な意
見をどうぞ広報に掲載したい。
従つて、編集方針は貴君の貴重
な意見を、出来るだけ早く、全国
の会員に知らすため、発行回数、
発行ページ数等に制限をもつけな
い事を基本としたい。貴君の卒直
な意見の投稿を期待する。

役員一覧

—全国青年税理士連盟

代表幹事
田富原(東京)

副代表幹事
昭(東京)

正彦敬(東京)
徳次(名古屋)
康(名古屋)
伊(名古屋)
安(名古屋)
杉(名古屋)
下(名古屋)
浦(名古屋)

茂六郎(大阪合同)

裕(東京)

監修部長
大坂同副部長
同幹事

監修部長
厚生同副部長
同幹事

監修部長
組織部長
同副部長
同幹事

監修部長
廣報部長
同副部長
同幹事

監修部長
監修部長
同副部長
同幹事

日税連に初めて税理士の為の税理士会を主張していた会長が誕生したのを機会に日税連の組織づくりの最中であったが、全青税の代表幹事が対談を試みた。

紙面の都合上、要約してあることをお断りしておきます。

☆日 時 九月九日

☆場 所 東京税理士会館役員室

広報部一

村田 日税連を民主化する具体策について会長はどのように考へているのか。

溝田会長 一つの方法として代議員制度の導入が考えられるが、これは日本税理士連合会にならないと無理なので今の理事会を便宜的に見なれば小会といえども聞くことは当然だ。

問題として会員の声が反映する年に何回も開催すればよい。事実に代議員会になれるようにして、年には必ず良いのであるし、各会の会長の理解があれば理事を総会に出席出来るようにすればよいと思ふ。これは会員の声が強くなれば出来ないことだ。

村田 理事の数を増やすことは考えていいのか。

溝田会長 今のところは無理。各会の会長の理解がいるが、理事十五名を総会に出席できるようすれば代議員制度にかかる方法と思ふ。

村田 税理士連合会にする考えは溝田会長 今のところ不可能であるが、会長としてはそうするべきであると思ふ。

溝田会長 一般会員の結論も出でるが、会長としてはは言えない。

村田 全青税の税理士法改正意見書をどう思うか。

溝田会長 一般的に立つて考えてよいから、全青税の意見のみが全体の意見というこ

とは出来ないで、充分考えるが基本線は全員の声が中心なので過程的に参考にする。



て、全青税の意見のみ

りんざいに立つて考えてよいから、税理士制度の本質にひびく問題と思う。

溝田会長 そうです。

村田 PRのまきさから大会社、

関係ないと思っている人がいるが、税理士制度の本質にひびく問題

大企業といふので一般の税理士は

改めて思ふ。

溝田会長 役所はやりたいと強く思っている。へたをすると全面的に適用される危険性を含んでいます。資本金一千万円以上というよう

に適用すべきであるし、それが経済社会にあつていると思う。

村田 商法改正の問題で現在、日税連は何をしているのか。

溝田会長 準備中である。役員構成をやつしているので終了しだい行

う。今は組織づくりで手いっぱい

で、そこまでいっていない。

溝田会長 商法の基本概念に反する問題だ。個々の一職業のために改正するのは大きな誤りだ。

村田 全国には専業者、兼業者がいて一致団結が現実の問題とし

て出来るのか。

溝田会長 金計士であっても税理士の資格で入会しているのである

日税連会長に質す

部主催対談=



四条につい

新時代の全青税

全青税広報

方も、もう少し高いしなければいけない。

村田 稅務監査制度は経過的なものと考えてよいのか。

溝田会長 そうです。

村田 税理士の社会的評価の向上をするには税理士の主体的条件と

溝田会長 そです。客体的条件が完備してこそ出来る

のだが、日税連として主体的条件の向上をどうしてやるか

溝田会長 統一講習会を続け運営は単位会にまかせる。

村田 会員はよく「若い人が働きやすい会にしたい」といわれるが。

溝田会長 会員はよく「若い人が働きやすい会にしたい」といわれるが。

溝田会長 民主化の実行力は若い人の力である。実行は若い人の努力であるし、自らを助くるものは自らを助くで全会員をひっぱつていってほしい。世論をつくるのは若い人であるので、努力出来るよう

溝田会長 若い人の考え方には理題があるし、第一自分で自分の首をしめることになることも考えられるが、会長の考えはどうか。

溝田会長 稽務監査制度には色々の問題があるし、第一自分で自分の首をしめることになることも考えられるが、会長の考えはどうか。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 そうですね。から、会員である限り協力する」とを期待している。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 そうですね。から、会員である限り協力する」とを期待している。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

溝田会長 なかなか難しい問題だが、今後の会長のことばを全会員が考えてほしいと思う。

村田 具体的な例を上げてもらいたい。

溝田会長 今までの経験からそう思ふのみで一つ一つ言うわけにはいかない。

村田 では私の方から言うが、一例として全青税の税理士法の意見

溝田会長 では私の方から言うが、一

例として全青税の税理士法の意見

溝田会長 では私の方から言うが、一

だ、理 おれ的でないのだ。
溝田会長 その理想は結構です。

村田 国の財政にしても一般の納税者からみると、むだな面がないとはいえない行政改革をやりそ

た物の考え方と我々が国民を守る

とする考え方と、その調整が必要

あるのが理想境そのものを実行

ということは立場の差があるの

で、その辺の調整を考えながら、

あくまで理想にそいえない事情が

世の中にはあるということで、理

想を実現する夢は当然必要だが、

それを受け入れるもの立場を考

えれば要求するものと要求される

ものとのある程度考え方なければ

いけないが、その要求を強くいうか

らこそ社会が是正されるので、夢

のないような考え方になり理想を

いいながら反省しなければならない

よということか。

溝田会長 徹底者側は国の予算にな

い手であるし我々は国民を保護す

る立場であるが、国家財政を考え

よといふことか。

問題を日税連としても考える必要がある。

村田 国の財政にしても一般の納

税者からみると、むだな面がない

とはいえない行政改革をやりそ

れに日税連としても意見をいう必

要があると思うが。

溝田会長 そうです。そこに日税

連としての国家的立場がある。

溝田会長 よいし、財政のたて方

に理解をする必要がある。大局的

立場で日税連会長として考

える。

溝田会長 全青税に對して何か要望す

ることはなかない。

溝田会長 理想の世界をうち出し

てもらいたい。その夢の実現こそ

が若い人の力である。夢を考えて

充分意見を出してもらいたい。

又、会の向上発展の為に全青税

が存在するならば、ある程度便宜

主義であつても会の組織を考え

夢の実現にもつていてほしいと私は思つてゐる。

私は思つてゐる。

村田 今後、全青税はどしどし日

税連に向つて我々の考えているこ

とを主張するがよろしくお願ひい

ます。

溝田会長 はい。出してもらえば

私はにぎりつぶすようなことは



全国組織への 加盟近し

◆ ◆ 東海青税連の胎動 ◆ ◆

東海税理士会 近藤新太郎

毎日仕事

に追われた
日々を送つ
ていると、
自分自身を

命的現況を自覚し、果してこれで
良いのであらうかと反省すること
がある。

さなければならぬ。

我々は進んで税理士会の運営に
参加し、その発展のために努力を傾
け、その中に入つて諸問題を解いて
あるし、やらなければならないこ
とである。

しかし、若く、人生のすべてで
もある遠い将来をこの職業にたく
した青年税理士にとっては若さ
と、ファイトを持って我々青年の

団体を持ち、共通の問題をたがい
に提示し、この中から相互の親睦
により、問題の一部でも一片でも
が解決されるならと願うのは当然
であろう。ここに青年税理士団体
結成の意義が有り又、目的がある
と思うのです。

さて、私達東海税理士会に於て
もこの気運は上昇しており、この

問題を青年部問題としてとりあげ
ている現状に於て、当事者である

我々二百名に達する青年(昭和四
十四年四月現在、三十代以下を有
資格者とみた場合)も真剣にこの
問題を取り組んでいるものである

しかし、東海会は愛知・静岡、
三重、岐阜の四県下に点在し非常
多の障害がある。私達は東海会の
青年部問題と取組みながら、我々
が最も期待する様な団体を結成し
ようと努力している。その内容

は、各地域の特殊性を考慮し、各
部会での盛り上がりを合せつ

つ、東海税理士会に於ける青年の
団体を結成しようとしているので
す。すでに一部部会に於ては地域
的な結果がなされています。この
あるかもしれない。しかし私達
は我々東海会に所属する仲間の利
益につながる様な団体とするため

に、一歩一歩の前進を続け、しん
ぱう強い努力によって全員参加の
強力な団体作りへの目標を持つて
進むこととし、それが正しいこと
であると信じているのであります。
しかし私達がこの団体に寄せ
る期待は大きく、もりたくさんな
活動を望んでいる。少くとも、巾
の広い親睦活動の中から、我々を
とりまく諸問題が一つずつでも解
決されるであろうし、又職業人と
しての質的向上も満足させられる
であろうということを期待してい
る。

我々東海会も全國組織である全
国青年税理士連盟への加盟も近い
将来に実現することと固く信じて
いるし、これが一日も早く実現す
ることへの努力をおしまないが、
同時に全國青税連諸兄の絶大なる
御支援によつて、一日も早く我々
が参加できることをお願いする。

頼むよ、一日も早く税理士の為
になるように全青税と

しても全国の青年税理士の声と力
を集約して日税連に向つて堂々と
見を打ち出せるようするために
も組織拡大に全力を投じてほしい
と痛感した。(香山・渡辺)

会員諸兄は眞の意味の全国的意
見を打ち出せるようするために
も組織拡大に全力を投じてほしい
と痛感した。(香山・渡辺)

村田 有難うございました。

(広報部注) 日税連会長の回答を

要約することに重点を置いて編集

した為に代表幹事の質問は形式的

になつたが相当突込んだ質問をし

ていた。例えは、理想と現実の問

題については、全青税は現実から

遊離した理想像のみ主張していな

い点を力説していた。

正面から切りこむ質問をしてい

たが、会長の話は時々、苦しい回

答で今の日税連の複雑な問題を内

蔵し立場をうきぼりにしてい

た感がした。

頼むよ、一日も早く税理士の為

になるように全青税と

(大阪) 中居朝夫 TEL ○ 七
二五一一一三〇三七 大阪府
泉大津市田中町一〇〇七番地
泉大津商工会館 〒五九五
(名古屋) 奥田普士 TEL ○ 五
二一九八一八六〇 一
古屋市北区元柳原町二丁目七
番地 〒四六二

全国連税青

溝田会長を中心とする日税連新執行部は、機構改革の暫定措置を発表、八月二十八日理事会の承認を得、九月十二日臨時総会において正式決定した。それによると、従来から批判のあった十三人の単位会長によって構成される企画審議会を廃止したこと。2、正副会長会の権限を縮小したこと。

3、常務理事会を理事会の前審機関として会務執行上の意思決定の中心としたこと。4、各部、各委員会の執行機関としての性格を強化し、部長、委員長会を新設して、常務理事会と対等させたこと。等がその主な点である。これは、前述したように暫定措置であつて、本格的な改革は、会則等審議委員会の答申をうけてから行なわれるとのことであるが、この暫定措置は、日税連の今後を予測させる種々の問題点を含んでいる。

吾々は、株式会社監査に、公認会計士監査を導入する商法改正や、税理士法改正推進など重要課題をひかえて、従来税理士のための日税連としてその態度を内外に鮮明にすることのなかつたそのあたり方を批判し、吾々税理士の意見を体して、会務にあたる人々を各会の代表として日税連に送るうと一致団結して運動した結果、東

田会長を中心とする日税連

会長を選ぶことができ、この動きに同調する他の単位会の支持をうけて溝田会長を実現することことができた。吾々の最大の要求は、全国税理士の大多数の要望を敏速にとりあげて実行に移す日税連としてることにあつた。具体的には、実際に会務執行にあたる人達で常務理事会を構成し、常務理事が理事会の決議に基づいて、責任が理會執行を妨げ、最多数の税理士のある会務執行を分担することであ

い。機構上無責任であるという意味である。会長の命をうけて実際に会務執行にあたる各部各委員会を批判するということになる。

吾々が企画審議会の廃止を訴えたのも、このように会務執行から遊離した存在にある各会々長が、会員意思をおしつぶす役割をはたしたためであった。これは全く企画審議会とのすりかえであつて、暫定措置とはいえたして見すごすこと

るといへ、「想があるといわれれる。これが眞正的な日税連のあり方だ

川、川口の三氏を正副会長に据えることができた。しかし、彼らは

このようないくつかの機構の中にあることを忘れてはいけない。彼らは、必ず

や吾々の意思を体して日税連を運営しようと努めるであろう。しか

しこのような機構の中で、その努力がどれほどみのるであろうか。

日税連はまだ改革されていない。税理士の運命が日税連に反映しなかつたためである。少數会の意

思尊重という名目のもとに、各会長個人の意思によって吾々一萬五千人の税理士の運命が左右されあわせた施策上の細かい配慮は当然必要であるが、税理士の運命を左右する重要な問題を、税理士の最

多數の意思を、十三人の会長の個人意思によっておしつぶしてしまふやし、それぞの会長の言動にあわせた施策上の細かい配慮は当然必要であるが、税理士の運命を左右する重要な問題を、税理士の最

多數の意思を、十三人の会長の個人意思によっておしつぶしてしまふやし、それぞの会長の言動にあわせた施策上の細かい配慮は当然必要であるが、税理士の運命を左右する重要な問題を、税理士の最

提言 日税連改革への道 — 全國の同志に訴える —

東京会 岩相芳彦

った。しかるに、暫定措置によって実現した常務理事会は、実質的に各会長と、東京会に別に割当された専務理事、常務理事各一名の計十五名によって構成され、彼らは誰も会務分担をしないのである。すなわち、常務理事会の構成員である各会々長は、実際に会員会を分担することはできないから当然、単位会会員中からも部長委員長を指名することになる。そ

してそれを常務理事とした場合、単位会の会長と会員が常務理事とし同列に位することになつて会長としては、面白くないといふ気持があるといわれている。もしこれが事実とすれば全く、くだらない話である。会長を会員より偉いと

考へる事大思想の現れである。

論文・報告・提案・隨想・研究発表など、十五字詰原稿用紙を使い、顔写真を添えて左記宛にどう投稿して下さい。

全国青年税理士連盟機関紙「全国青年税理士連盟機関紙」は、会員各位のナマの声を全国の青年税理士へ、各単位会へそして日税連へ伝える唯一の会報です。

元町駅前ビル 志水 源司

名青税

今春の名古屋税理士会役員選挙を通じてわが名青税は、その主力メンバー十五名を理事会に送り、また副会長一名の当選をみた。

之を通じてわれわれの本会における中広い発言の場、活動の場がようやく確保されたわけである。そしてすでに、青税出身の本会役員による「新らしい息吹き」が、本会会務運営の廻所にはじめられている。まさに心強くも頼もしいかぎりである。

しかし、結成以来三年目にして名青税がはじめて経験した本会役員選のかかる結果は、一面では、例えばこれまで容認された。

われわれの本会に対する单なる批判者、所謂「完全野党」性への途にある意味では最も気楽な!)を許さず、改めて連盟結成時の基本たる「青年らしい新鮮な思考にもとづく是々非主義」の

貫徹をわれわれの指針として要求して來ている。思えば、云うは易く行なうに難きはこの「是々非々」の姿勢の推持である。

本年五月の総会で、大きく若がえった名青税全役員は、新発足早々に負わされた「全青税大会の設営担当」の大任を無事果し終えてのいま、改めて「責任の裏づけある言動」を含む言葉に、初心にかえり、地味乍ら、一步づつ堅実な青税活動の実績を積み上げて行きたいと誓い合っている。

(吉富 六石)

大青税

七月一六日、大青税第四回定期総会は、新役員の選出と新予算の大綱のみを承認決し、新事業計画と具体的な予算については新執行部の審議に委ねた。これを受けて第二回幹事会が、(第一回幹事会は、総会の途中に代表幹事選出のために開催された)七月二六日開催され、次のような本年度の基本方針を活発な討論・結果・採択し

て、一部

々主義」の

- ①連盟の活動の基本として、親睦、研さん、会員の地位の向上の規約の目的を三位一体として把握する。(それが優先か、という論議は、実益がない)
- ②「税理士会を民主化する会」によって行なった大税会役員選挙の勝利の大きな成果を受け継ぎ発展させる。
- ③自由に率直に話し合える雰囲気をつくる。(それが民主主義であり、これなくして組織は、発展しない)
- ④組織の拡大強化。(大青税については、各支部が努力し、連盟は全青税の組織拡大、中国、北九州を担当する。)
- ⑤各支部の自主性を尊重しつつ、連盟として組織的の調和をはかる。
- ⑥連盟規約を改正する。
- ⑦商法の監査制度の改正に反対する。
- ⑧税理士制度の改正のために税理士法改正運動を推進する。

以上の基本方針に従い、第三回幹事会で各部提出の事業計画と具体的予算が確定し、活発な活動へ

私の簡単な説明を加え
つづけて
行くことに

東青税

東京青税連の第九回定期総会は、七月十二日東中野日本閣において会員約六十名出席のもとに開かれた。報告事項、審議事項は活発な討議の結果原案通り承認可決された。規内一部改正の中で、全国青税連定期代議員総会開催日の関係で、会計年度を五月一日より四月三十日と改正した。役員改選は新執行部に井沢会長外六十五名を選出した。来賓として前田日税連会長、溝田東京会長、加藤婦はつづく。税連会長が出席されそれそれ祝辭を頂いた。総会終了後懇親会に移り和気あいあいの雰囲気のうちに盛会裡に終った。

新年度初の役員会は八月二日開かれ、新旧役員の事務引継ぎと事業計画の具体的実行について討議した。各部の主な活動方針は総務部は「青税だより」を毎月発行し、会務の報告や各部の行事等を掲載し会員とのバイブル的役割を果すこととした。

× × ×

以上東京青税連の近況といよいよ九月に入りこれから活発な運動が展開されようとしていることを報告いたします。

(桑原 裕)

× × ×

× × ×

のスタートを切った。(松本茂郎) つづけて
行くことに

本年度は東京が全国野球大会、第三回全国大会の担当となつたので厚生部を中心としてその運営に努力する。厚生部は親睦と融和を目的とし諸行事を実施する。特に

努力する。厚生部は親睦と融和を中心としてその運営に努力する。研究部は前年に引き続き月例研究会とセミナーに力を入れ税理士としての資質の向上を図る。既に八月十四日隅安彦会員を講師として「コンピューターの現状と、導入の是非論」と題して研究会を開催した。制度部は税理士法改正青税意見書にそつた実践活動と商法改正問題の反対運動を開する。更に「税理士制度のあるべき姿」を考察する意味において司法制度、特に弁護士制度と税理士制度とを比較検討し現行法の矛盾を突明する。経理部は会務執行の資金確保に努力し更にその活用に留意する。

以上東京青税連の近況といよいよ九月に入りこれから活発な運動が展開されようとしていることを報告いたします。

□□ゴルフ・麻雀大会 □□

名古屋チーム

団体戦を飾る

前厚生部長 林 実

去る七月二十日、第二回金青税定時代議員総会岐阜大会が、岐阜市長良川畔の長良館において、全国より役員、代議員、会員多数が参集して行なわれ、翌二十一日には、厚生活動の一端としてのゴルフ大会及び麻雀大会が盛大に行なわれた。

宮崎氏（大阪）優勝

—ゴルフ大会—

参加人員五十名のもとに、名門三好カントリークラブにおいて、

東京、東海、名古屋、大阪等の各地区から腕に自信のある百戦練磨の士が集まり、キャラウェイ方式による18ホールストロークプレーが行なわれた。

成績は次のとおりであった。

個人戦

優勝 宮崎 昭（大阪）ネット73

三位 宮崎 弘（名古屋） // 75

四位 大崎栄治（名古屋） // 77

二位 林 実（名古屋） // 77
得点合計

優勝	名古屋チーム	上位五名
二位	大阪チーム	ネットによる
三位	東京チーム	る

中居氏（大阪）トップをとる

—麻雀大会—

名古屋税理士会館四階において、東西からの雀豪合計三十二名が参加して、日本麻雀連盟規約による三莊戦が行なわれ、成績は次の如くであった。

個人戦

得点

優勝 中居朝夫 大阪 六三二〇
二位 小出和己 名古屋五〇九〇

三位 加藤 央 // 三八七〇
四位 各務重則 // 二九四〇
五位 岡部辰一 // 二二七〇

団体戦

優勝 名古屋チーム 上位三名の得点合計

□…全国青税連…□

第2回 野球大会のお知らせ

前夜祭 11月22日（土）午後5時集合

ホテル伊東スタジアム

開会式と懇親会を行います。

日 時 11月23日（日）

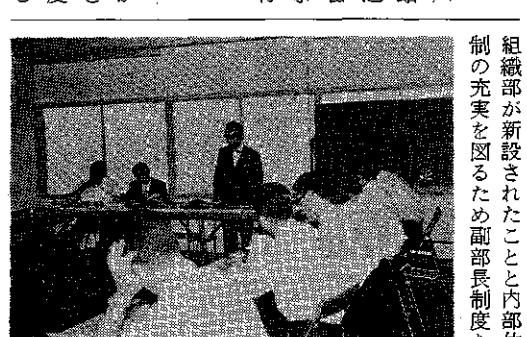
場 所 伊東スタジアム

試合開始 午前8時

参加チームは、大阪・名古屋・東京・神奈川です。トーナメント方式で行ないます。

副代表幹事の司会、村田代表幹事の議長によつて熱心なる討議が行なわれ、午後六時散会した。
〔各単位会選出役員と幹事の担当部署の決定〕

各単位会による選出と前日開かれた正副代表幹事会の協議にもとづき別掲の通り決定した。本年度の特色は組織の強化発展を目指し



四その他

代表幹事から本年度の事業計画について、各部に対する希望並びに提案が行なわれ、各部ごと幹事によつて慎重なる審議がなされた上、その具体的な計画が各部長から発表された。

〔各部事業計画の決定〕

組織部が新設されたことと内部体制の充実を図るために副部長制度を採用した点である。

〔各単位会選出代議員の決定〕

七月一日現在の各単位会の会員数により、大阪二十四名、東京二十名、名古屋十五名の合計五十八名が別掲の通り決定した。

松本副代表幹事から現行規約等とその運用についての疑問点が指摘せられ、規約等の検討、問題の提起、調整審議の方法については次回幹事会までの各自の研究課題とされた。

最後に、次回の幹事会の予定を十月四日大阪税理士会館で開催するとの申し合せを行ない、全議事終了した。
(安井徳次)

×

×

×

を終了した。

（安井徳次）

全国青年税理士連盟規約

第八条 任者の残任期間とする。
を妨げない。但し補欠選任者は前

を基準とする。

付 則

第十六条

第一条 本会は全国青年税理士連盟と称する。

第二条

本会の目的は左記の通りとする
1会員相互の研修、連絡、資料
交換、提携

1 会員相互の親睦

1 税理士制度の発展強化

第三条 本会は各青年税理士連盟をもつて組織する。

第四条 本会の事務所は東京都におく。

第五条 本会に次の役員をおく。

1 代表幹事 一名
1 副代表幹事 若干名
1 幹事 若干名
1 監事 若干名

第六条 代表幹事は本会を代表し会務を

統理する。副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事事故あるときは、副代表幹事の互選によつて代表幹事の職務を行うものと定める

第七条 本会の役員は代議員総会において選任し、任期は一ヵ年とし再選

一千円とし、会員数は毎年度始めて選任し、任期は一ヵ年とし再選

第九条 本会の会議は定期代議員総会、臨時代議員総会、幹事会とする。会議の招集は代表幹事が行う。

第十一条

代議員の選出方法は別に定めるところによる。任期は第七条を準用する。

第十二条 会議はすべて出席代議員（但し委任状を含む）の過半数をもつて決する。

第十三条 本会は必要に応じ委員会を設けることができる。

第十四条 本会の事業年度は毎年七月に始まり翌年六月末までとする。

第十五条 本会の経費は会費、寄付金、その他の収入をもつて支弁する。

第十六条 前条の会費は各単位会年額一万円、会員数割一名に付年額二〇〇円、未組織地区会員一名に付年額一千円とし、会員数は毎年度始め

第十七条

未組織地区の青年税理士に対する入会その他の取扱いについては幹事会に一任する。

△ 代議員選任規程

第一条 (選任の対象)

本連盟の代議員は会員の中から

選任する。

第二条 (選任の方法及びその数)

1 各単位会における会員の互選により選任するものとし、そ

の数は各単位会の定数を五名

とし、更に会員数二十名につき一名を加えるものとする。

2 会員の数は本連盟会則第十五

条を準用する。

第三条 (任期)

代議員の任期は一年とする。

但し、欠員補充のため選任され

た者については、前任者の残任期間とする。

第四条 (補充)

代議員の欠員については、三ヵ月以内にこれを補充しなければならない。

年末贈答用 書込み式 税務労務カレンダー

—日本税理士会連合会編集—

価格 索 200

(会員前金特価) 索 180

送料 実費

但し50冊以上の場合
は無料。

■お申込は

日本税理士会連合会

日本経営通信社へ

業務拡張のため11月5日より、本社を
左記新住所に移転致します。

日本経営通信社

本社(現) 東京都新宿区諏訪町227
電話 (361) 6531・6205

(新) 東京都新宿区新宿2丁目57
佐原ビル4F

電話 (356) 0061(代表)
(352) 0760(直通)

支社 大阪(941)7227(代表)・別府(3)0510